



10月17日から国連の女性差別撤廃委員会で日本の第9回定期報告書審査が行われ、10月29日に最終見解が公表されました。最終見解では、「女性のほとんどが夫の姓を名乗っており、アイデンティティーや雇用に悪影響を及ぼしている」と「夫婦同姓」の民法改正を求め、最も重要な「フォローアップ項目」に指定しました。日本政府は、過去3度委員会から民法改正を勧告されてきましたが、「国民の間で意見が分かれている」などと選択的夫婦別姓推進方針を明示しませんでした。また、中絶に配偶者の同意が必要だとしている母体保護法の要件削除、「男系男子」の皇位継承を定める皇室典範も改正するよう勧告しました。この他、同性婚を認めること、沖縄の女性への性暴力を防止し、加害者を適切に処罰すること等も求めました。教育の分野では、子どもたちのジェンダー配慮した学習や年齢相応の包括的性教育の実施、教書に「慰安婦」を含む女性の歴史的体験を適切に反映すること、教員のジェンダーに配慮した労働条件の確保やワークライフバランスを優先すること等が勧告されました。

※総研で仮訳を作成しました。LINE でメッセージをいただくと仮訳を返信します。